【申立てが必要な手続】

Q 1 1 後見人としての報酬をもらいたいです。どのようにすればよい ですか。

1 報酬付与の申立て

後見人は、その職務の対価として報酬を受け取ることができます。弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職に限らず、親族であっても受け取ることができます。報酬を望む場合は、裁判所に報酬付与の申立てをしてください。審判で認められば、未成年者の財産の中から、審判で認められた額の報酬を受け取ることができます。

なお、後見人として行った職務に対する報酬なので、後払いになります。毎年1 回の定期報告の際に併せて申し立ててください。

2 報酬額および報酬の受領

報酬付与の申立てがなされると、裁判所は、報酬付与申立事情説明書、後見事務報告書などをもとに、これまでの後見人の事務の内容や、未成年者の財産状況、収支状況などを考慮して、後見人に付与する報酬額を決定します。

後見人は、未成年者の財産から、審判で決められた金額を支出して、それを報酬 として受け取ります。審判で認められないうちに勝手に報酬を受け取ることはでき ません。

【報酬付与申立ての必要書類】

- (1) 報酬付与申立書 (72頁) 記載例 (76頁) 参照
- (2) 報酬付与申立事情説明書(73頁) 記載例(77頁)参照
- (3) 収入印紙800円分
- (4) 郵便切手110円分
- (5) 定期報告に必要な書類一式(14頁、Q7)
 - ※ 報酬を受け取るには、報酬付与の申立ての対象となる全期間について、 後見事務報告書(定期報告)などの書類が提出されている必要があります。 対象期間中に未報告の期間がある場合は、必要な書類一式を添えて申し立 ててください。